

第 4 回 新エネ利用特措法改正検討委員会

(1) 2 0 1 0 年の目標量・義務量についてどう考えるか

- ◇ 極めて厳しい目標だが最大限の努力を続けたい。同時に、新エネルギー導入目標量 1,910 万 kl の内訳の過半は熱分野(1,072 万 kl)であり、熱分野への対策が早急に必要と考える

(2) 2 0 1 0 年までの間の経過措置(経過調整率)についてどう考えるか

- ◇ 2010 年に至るロードマップを描きつつ義務量達成に向けて真剣に取り組んだ結果、義務量以上に新エネルギーの導入が進んでおり、現状の経過措置は維持されるべきものと考え

(3) 2 0 1 0 年までのバンキングの扱いについてどう考えるか

- ◇ バンキングは義務量達成の手段として定着していることから、現状のバンキング制度は維持されるべきものと考え

(4)(現行法に基づけば 2 0 0 6 年に設定される) 2 0 1 4 年の目標量・義務量についてどう考えるか

- ◇ 新エネルギーCO2 削減であり、導入促進策に関する実現可能性について、国民経済的に合理的なコストの観点も踏まえた実効性のある目標が必要と考える

(5) 目標期間、特に長期の目標を設定することについてどう考えるか

- ◇ 風力事業者との契約期間は基本的に 15 ~ 17 年で設定しており、目標期間の長期化が新エネルギー事業者の事業リスク低減による投資インセンティブ付与に直結するか疑問と考える

(6) 電源別の目標量・義務量の設定についてどう考えるか

- ◇ 特定電源の保護につながる電源別の義務量設定は、RPS 法の趣旨(CO2 削減、電源間の競争を通じたコスト削減)から疑問と考える

(7) 目標量・義務量との関係で、対象エネルギーの見直しや新エネの定義見直しに関してどう考えるか

- ◇ 新エネルギー導入目的の第一義は CO2 削減であり、そのことを鑑みたと、現行の新エネルギーの範囲について必要な見直しが必要と考える